

千葉県告示第 6 5 7 号

千葉県市税条例（昭和 4 9 年千葉県条例第 6 号）附則第 5 条の 5 の規定に基づき、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車は、次のとおりとする。

令和元年 8 月 2 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車

千葉県県税条例（平成 1 9 年千葉県条例第 1 号）第 7 4 条第 1 項の日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので規則で定めるものに相当する 3 輪以上の軽自動車

- 2 施行期日

令和元年 1 0 月 1 日